

個人情報開示・停止等請求書

20 年 月 日

株式会社サウス・ウインド・システム 御中

請求者	住 所	〒 -
	氏 名	印
	電 話 番 号	

私は、個人情報の開示を必要書類添付のうえ次のとおり請求します。

※当社、記載欄 請求者様の本人特定確認	本人確認方法	☐ 来社、 ☐ 電話、 ☐ その他（ ）
	確認内容	☐ 氏名、 ☐ 生年月日、 ☐ 現住所、 ☐ 電話番号

開示の実施方法： ((1)、(2)又は(3))を選択してください。(1)を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください)	(1)事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他（ ） ＜実施の希望日＞ 年 月 日 (2)電磁記録媒体を使用した開示を希望する。 (3)写しの送付を希望する。
--	--

貴社の保有個人データの内容		請求事項にかかわる保有個人データの内容：	
請求の理由			
代理人による開示請求の場合の本人の氏名等	代理人種別	右のうち該当するものを○で囲んでください。	(1) 法定代理人 (2) 任意代理人
	本人の状況	右のうち該当するものを○で囲んでください。	(1) 未成年者（15 歳未満） (2) 未成年者（満 15 歳以上） (3) 成年被後見人 (4) 上記以外

	本人の氏名	フリガナ： 氏 名：	
	本人の住所	〒 -	
	本人の電話番号		
本人および代理人の確認	請求者本人確認	右のうち該当するものを○で囲んでください。 (2種類選択)	(1) 運転免許証のコピー (2) パスポートのコピー (3) 健康保険の被保険者証のコピー (4) 住民票の写し (5) 年金手帳のコピー (6) 印鑑登録証明の写し
	請求資格確認	右のうち該当するものを○で囲んでください。	(1) 戸籍謄本 (2) 委任状および印鑑証明書
備考			

ご注意

1. 本人確認のため、当社が有する情報と請求書記載内容の氏名および住所が一致しない場合、情報の開示はできません。また、請求書記載内容と本人確認資料の氏名および住所が一致しない場合にも、情報の開示はできません。
2. 本人確認資料は、以下のもののうち2種類の資料の写しを添付していただき、そのうち1点については現住所が明記されたものとさせていただきます。
※運転免許証、パスポート、各種健康保険証等公的証明書、住民票、年金手帳、印鑑登録証明書
3. ご本人以外の方による申請の場合には、申請者の本人確認資料（上記「請求者本人確認」と同じ。2種類の資料の写し）および次のものの正本の添付が必要となります。
(ア) ご本人が未成年者または成年被後見人の場合（法定代理人のみ申請可能）
本人の法定代理人であることを証明する戸籍謄本
(イ) ご本人がその他の方の場合（代理人のみ申請可能）
本人の委任状（実印の押印があるもの）および本人の印鑑証明書
4. 本人確認資料および代理人証明書類については、請求結果通知とあわせてご返却いたします。
5. 法令の定める範囲内において、ご請求内容にお応えできない場合があります。予めご了承ください。
6. ご回答は、配達証明付の本人限定受取郵便にて、ご本人の住所宛にご送付させていただきます。なお、代理人による申請の場合にも、上記方法にてご本人宛に送付させていただきます。それ以外のご対応は致しかねますので、予めご了承ください。
7. 「請求の理由」欄には当社の有する情報が違反して利用または取得されていることを証する具体的な内容をお書きください。
 - ※ 訂正請求の場合、「データ内容が事実とは違うという理由」が必要です。
 - ※ 利用停止・消去請求の場合、「事業者が利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っているという理由」又は「事業者が偽りその他不正の手段により個人情報を取得したという理由」が必要です。
 - ※ 第三者提供の停止請求の場合、「事業者があらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供しているという理由」が必要です。
8. 請求者が指定する方法での開示が困難な場合は書面（文書形式）での開示（提案）をいたします。考えられる理由として、
 - a) 保有している開示データが紙媒体で管理されており電子データ化されていない場合
 - b) システム上電子データ形式に変換することが困難な場合
 - c) 電磁記録媒体に保存した場合に情報漏洩や改ざん、ウイルス感染のリスクが高いと判断される場合
 - d) 法令や指針により、特定の形式での開示が禁じられている場合
 - e) 依頼者が特定の電磁記録媒体を受け取るための環境を持っていない場合
 - f) その他、電磁記録媒体での開示が困難な場合
 - g) 開示するデータのサイズが電磁記録媒体の容量を大幅に超える場合
 - h) 指定された方法での開示にかかるコストが非常に高額となり、一般的に許容される範囲を超える場合